

【報告】「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」の 取り組み状況について

「おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例」（平成31年4月1日施行）第18条に基づき、令和元年度の本市における神戸産農水産物等の活用の推進に関する取り組み状況について報告する。

1 生産者、事業者及び市民の交流支援についての主な施策（第8条）

（1）ファーマーズマーケットの開催

地産地消のライフスタイル化を目指して実施している「ファーマーズマーケット」を開催したほか、拡大に向けた検討を進めた。

- ・東遊園地：40回 約26,000人（大丸神戸店東側での2回を含む）
- ・須磨海岸：1回 約400人

（2）観光農漁業及び農漁業体験への支援

神戸市観光園芸協会と連携し、いちご・ぶどう・なし・さつまいも・かき・とうもろこしの観光農園及び貸農園のPRのほかスタンプラリーを実施した。

地域団体が主体的に取り組む、稲作体験・野菜収穫体験・潮干狩り・地引網体験など農漁業体験イベントに対して支援を行った。

- ・観光農園利用者：53,271人
内訳：いちご20,396人、ぶどう10,354人、なし4,476人、いも13,670人、かき1,857人、とうもろこし1,417人、貸農園1,101人
- ・農業体験：30地区
稲作体験、黒大豆栽培体験、さつまいも栽培体験、竹林散策、黒豆みそづくり体験、餅つき・しめ縄づくり体験 等
- ・漁業体験：潮干狩り体験：32日間 11,729人
地引網体験：2回 199人
親子海づり教室：12回 992人

2 啓発活動等についての主な施策（第9条）

みのりの祭典や垂水漁港での漁業デー等の農漁業イベントや、市民を農業の生産現場に案内する産地見学会などを開催した。また、食都神戸の取組のなかで、WebサイトやSNSの運営のほか、「EAT LOCAL KOBE 季刊誌」を発行するなど、神戸の農漁業や食に関する情報を発信した。

- ・みのりの祭典来場者：約33,000人
- ・ミートフェア来場者：3日間 約70,000人
- ・漁業デー来場者：18回 約900人
- ・産地見学会：10回 271人
- ・SNSフォロワー：Facebook 約14,000人・Instagram 約10,000人
- ・季刊誌の発行：4回 28,000部

3 生産、供給及び市内流通の促進についての主な施策（第10条）

（1）安定供給の取り組み

「こうべ旬菜」の認知度向上と消費拡大のため、出荷・産地表示資材への支援、量販店での地産地消コーナーの設置などに取り組んだ。また、新鮮で安全・安心な農水産物を提供する直売所への出荷者の育成支援に取り組んだ。

- ・こうべ旬菜生産量：18品目 3,954トン
- ・地産地消推進店：41店
- ・量販店での地産地消コーナー：17店
- ・市内直売所：54箇所

（2）農水産業等の担い手に対する支援

地域の中心的な担い手となる認定農業者に加え、集落営農組織や新規就農者など多様な担い手の育成を行った。また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金や農業経営力向上支援事業等の事業を活用し、農業用機械・設備の導入支援を行った。

認定新規就農者については、次世代人材投資資金の活用、若手農漁業者については、チャレンジサポート事業による経営強化・技術向上等につながる活動への支援を行った。また、早期に経営安定が見込める品目について、生産実証を行い、「神戸版経営ハンドブック」としてまとめ、就農者への栽培普及に努めた。

- ・認定農業者の認定：36人（認定者合計270人）
- ・認定新規就農者の認定：10人（認定者合計48人）
- ・農業次世代人材投資資金の交付者：36名
- ・若手農漁業者チャレンジサポート事業：6件
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業：1件（田植え機）
- ・農業経営力向上支援事業：7件（トラクター、園芸用ヒートポンプ、灌水設備等）
- ・神戸版経営ハンドブック：12品目（ほうれん草、給食用じゃがいも、ケール、ブロッコリー等）

（3）市内流通の促進

「こうべ旬菜」の生産者に対して、出荷用コンテナ等の導入支援を行った。

また、市内外の飲食店・スイーツ店などで、いちじくや須磨海苔を使った特別メニューを提供するフェアを開催した。

- ・コンテナ導入：4,000ケース（年間延べ約166,000ケース利用）
- ・いちじくフェア参加店：84店
- ・須磨海苔フェア参加店：15店

4 生産環境及び生産基盤の整備等についての主な施策（第11条）

神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、国県の補助事業を活用し、育苗センターの再整備、漁港施設や海苔加工施設の整備等への支援を行った。

- ・農業関係整備：J A兵庫六甲神戸西育苗センター再整備 6,216㎡
- ・漁業関係整備：垂水漁港岸壁耐震補強工事 16m
大型海苔自動乾燥施設整備（塩屋）

5 神戸産農水産物等の優先利用についての主な施策（第12条）

（1）市主催行事等での利用

神戸まつりにおいて、神戸産の野菜や北神みそ、神戸ワインなどを販売した。また、みのりの祭典では、神戸産の米や野菜、チリメンなどの販売を行うとともに、神戸産農水産物等を使ったすき焼きなどを提供した。

- ・神戸まつり出展者：6団体
- ・みのりの祭典来場者：約33,000人

（2）学校給食での利用

経済観光局、神戸市教育委員会、（一財）神戸市学校給食会、JA兵庫六甲、流通事業者と連携し、安全で新鮮な神戸産の野菜や米を学校給食へ供給し、地産地消や食育を推進するとともに、地域農業の振興を図った。

こうべ給食畑事業として、給食利用が多い品目（ジャガイモ、タマネギ、ニンジン）について、生産拡大や秀品率の向上に取り組んだ。

- ・神戸産野菜利用割合：小学校 17.0%（194.8 t / 1,148 t）
中学校 18.2%（23.7 t / 130 t）
- ・神戸産米の利用割合：小学校 100% 617.9 t
中学校 100% 176.1 t

6 ブランド化の推進についての主な施策（第13条）

「こうべ旬菜」については、学校給食への利用促進、産地表示資材の導入支援等を行った。需要が高く農家所得の向上につながり、市の特色となるような新たな品目を「戦略的拡大品目」として、いちじく・須磨海苔を位置づけ、生産者への支援、飲食店等での活用を促す「フェア」を実施した。

- ・いちじく生産者支援：棚の新設、電動剪定ばさみ・防虫ネットの導入等
- ・いちじくフェア参加店：84店
- ・須磨海苔フェア参加店：15店

7 他の施策との連携について主な施策（第14条）

（1）観光関連

① 首都圏での食都神戸フェアの開催

食都神戸及び神戸里山暮らしの首都圏プロモーションとして、東京でフェアやトークイベントを開催した。

ア) 「食都 KOBE フェア～美味しい神戸の2日間～」

開催：令和2年2月6日・7日 10:00～17:00

場所：日本橋プラザビル1階南側広場

概要：農水産物・日本酒・ワイン・パン・コーヒーのPR・販売、神戸里山移住相談コーナーの設置

イ) 「KOBE 食と暮らしの魅力発見ナイト～住むなら山のどっち側～」

開催：令和2年2月6日 18:30～20:00

場所：We Work 丸の内北口9階

概要：農家や食関連事業者による、神戸の魅力を発信するトークセッション

② 首都圏でのフリーマガジンの発行

東京メトロの53駅で神戸を特集したフリーマガジン「メトロミニッツ特別号」を、3月に10万部を発行し、観光・食・地場産品・里山・六甲山・港など、神戸の魅力を発信した。

③ 農村ホームステイ社会実験の実施

ラグビーワールドカップの開催にあわせて、農村地域の民家に滞在し、農業体験を行う農村ホームステイ社会実験を実施した。

- ・受入農家登録：7件
- ・宿泊実績：6件 6人

(2) 食育関連

「神戸市食育推進計画」の中での経済観光局が取り組む食農教育の推進事業として、「食農ボランティア」の活動に対して支援した。

・食農ボランティアの活動支援

北区 田植・稲刈り体験：小学校1回・幼稚園2回・児童館1回 265人
西区 野菜収穫体験：4回 112人

- ・神戸食育フェアへのコーナー出展
- ・塩づくり体験：126回 2,018人
- ・乾のりづくり体験：29回 912人

8 6次産業化の支援についての主な施策（第15条）

生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するため、神戸産農水産物等を活用した商品開発への支援を行う「食都神戸実践モデル活動支援事業」を実施した。また、市内大学生などの若者のアイデアと企業のノウハウを活用した神戸産農水産物等の新たな「ものづくり」と、若者・企業・農漁業者の「ネットワークづくり」をすすめる事業として「KOBE“にさんがろく”プロジェクト」などの取り組みを行った。

神戸里山暮らしを推進するなかで、開発許可の規制緩和を活用し、既存住宅を農家レストラン等に転活用する支援を行った。

・食都神戸実践モデル活動支援事業：4件

有馬山椒を使ったチョコレートや淡河産いちごを使った葛アイスの開発等

・KOBE“にさんがろく”プロジェクト

参加学生数：29名（大学8校、専門学校1校、高校1校）

成果物：一番摘み須磨海苔の佃煮ラベル、神戸産野菜を使用したソース等

・農村定住起業支援

農家レストラン・カフェの開設：3件

【おいしい神戸産農水産物等の活用の推進に関する条例】

神戸市は、異国の文化が溶け込んだハイカラな街として国内外に知られている。その一方、六甲山の北部には、水田地帯や果樹園が広がり、六甲山系を西に過ぎると、広大な平野部に農地が形成されるなど、畜産や花きを含め近畿圏でも有数の農業が営まれてきた。さらには、兵庫から舞子にかけ瀬戸内海の魚を扱う漁業の街でもある。

このように豊かな農産物、畜産物、水産物に恵まれ、また早くから外国と交易を行うことで、神戸ビーフに代表される独自の食文化が発展してきた神戸の食に注目し、本市では食を軸とした都市戦略を掲げ、地産地消や食のブランド化、世界への情報発信などに取り組んでいる。

しかし、農水産業等の従事者の高齢化や担い手不足は、深刻な課題となっており、将来世代にわたり、神戸の農水産業等を維持し、神戸独自の地域文化を継承していくためには、新たな潮流が必要である。現在、神戸産農水産物等の市内における認知度や流通量は十分とはいえず、市内流通の促進を図ることで、巨大消費地の近くに生産地があり、神戸産農水産物等を新鮮に供給・消費できる地域特性をいかしていくことが必要である。また、消費者である市民に対し、市内で生産され、とれたてでおいしく、かつ安全で安心な農水産物等を届けていくことは、広く市民の豊かな生活に寄与することにもつながる。

そこで、人と自然との共生を図りながら持続的な産業として農水産業等を営んでいけるよう、地産地消を含めたおいしい神戸産農水産物等の活用を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市、生産者、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって神戸産農水産物等の活用の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農水産業等 農業、水産業及び畜産業をいう。
- (2) 農水産物等 農産物、水産物及び畜産物をいう。
- (3) 神戸産農水産物等 市内で生産された農水産物等及びこれを市内で加工したものをいう。
- (4) 生産者 市内で農水産物等を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (5) 事業者 次に掲げるいずれかの者に該当する者及びその組織する団体をいう。
 - ア 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の流通を行う者
 - イ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品の加工を行う者
 - ウ 市内で農水産物等又はこれを加工した製品を調理し、又は飲食物として提供する者
- (6) 6次産業化 1次産業としての農水産業等、2次産業としての加工業及び3次産業としての小売業等の事業の総合的かつ一体的な推進を図り、市内で生産された農水

産物等を活用した新たな付加価値を生み出す取組をいう。

(基本理念)

第3条 市、生産者、事業者及び市民は、健全で豊かな市民生活の向上及び神戸独自の地域文化を継承していくことを旨として、次項に規定する取組を実施するよう努めるものとする。

2 市、生産者、事業者及び市民は、相互に連携し、神戸産農水産物等の情報を共有することを通じてそれぞれの立場を理解し、及び協力しながら神戸産農水産物等の活用を推進することにより、市内における農水産業等を健全で持続可能な産業として振興し、及び発展させるよう取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、及び協力して、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、新たに農水産業等に就業しようとする者及び就業した者(いずれも後継者を含む。)並びに農水産業等の多様な担い手への支援を行うものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、第3条の基本理念にのっとり、安全で安心な農水産物等の供給の重要性を認識し、農水産業等の生産拡大及び担い手の育成並びに6次産業化の推進に努めるとともに、神戸産農水産物等の市内流通の促進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念にのっとり、神戸産農水産物等の活用及び市内流通の促進並びに6次産業化の推進に努めるものとする。

2 事業者は、安全で安心な食品の提供の重要性を認識し、市民に対し食品に関する幅広い情報を提供するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、第3条の基本理念にのっとり、市内における農水産業等の振興に対する理解を深めるとともに、調理を始めとした食及び神戸産農水産物等に関する知識を深め、神戸産農水産物等を消費し、又は活用するよう努めるものとする。

(生産者、事業者及び市民の交流支援)

第8条 市は、農漁業体験等を通じた生産者、事業者及び市民による交流を支援することにより、それぞれの立場の理解が深まり信頼関係が構築されるよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第9条 市は、神戸産農水産物等の魅力及び活用に対する市民の関心及び理解を深め、及び生産者、事業者及び市民の間の相互理解を促進するため、情報共有、広報その他の啓発活動等を行うよう努めるものとする。

(生産、供給及び市内流通の促進)

第10条 市は、神戸産農水産物等が安定的に生産され、及び供給されるよう、市内における農水産物等の生産拡大、農水産業等の担い手に対する支援及び神戸産農水産物等の市内流通の促進に努めるものとする。

(生産環境及び生産基盤の整備等)

第 11 条 市は、神戸産農水産物等の生産性の向上を図るため、農水産業等の生産環境(農地、漁場等の周辺的环境をいう。)及び生産基盤の整備、保全及び活用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(神戸産農水産物等の優先利用)

第 12 条 市は、自らが主催する行事等において農水産物等(これを加工したものを含む。)の提供又は販売を行うときは、できる限り神戸産農水産物等を利用するよう努めるものとする。

2 市は、学校給食の食材調達に当たっては、神戸産農水産物等を優先的に利用するよう努めるものとする。

(ブランド化の推進)

第 13 条 市は、生産者、事業者及び市民と連携し、神戸産農水産物等のブランド化を進め、その魅力を国内外に発信するものとする。

(他の施策との連携)

第 14 条 市は、観光旅行者の来訪を促進するため、観光に関する施策との連携を図り神戸産農水産物等を観光資源として有効に活用するとともに、多様な媒体による広報宣伝の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に当たっては、食育の推進に関する施策との連携を図るものとする。

(6次産業化の支援)

第 15 条 市は、生産者及び事業者が行う6次産業化を支援するとともに、6次産業化に対する市民の関心及び理解を深めるため、市民に対する情報提供及び啓発活動等を実施するよう努めるものとする。

(組織体制の整備)

第 16 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、神戸産農水産物等の活用の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 18 条 市長は、毎年度、市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。